

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: プロピレン
化学名	: プロピレン (Propylene)
ガスコード	: 654
会社名	: 高千穂化学工業株式会社
住所	: 〒194-0004 東京都町田市鶴間 1557
担当部門	: 品質保証課
連絡先	: Tel; 042-796-5501 FAX; 042-795-7168
整理番号	: TKSD-20654G
緊急連絡先	: 町田工場 保安統括者 Tel; 042-796-5501
推奨用途及び使用上の制限	: 化学物質の製造原料用等、工業用に使用する。 : 医療用、食品添加物等に使用してはならない。
作成日	: 2016年4月28日
改訂日	: -

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性・引火性ガス 高圧ガス	区分1 液化ガス
健康に対する有害性	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分3(麻酔作用)
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間)	分類できない 分類できない

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: H220 極めて可燃性又は引火性の高いガス : H280 高圧ガス;熱すると爆発のおそれ : H336 眠気やめまいのおそれ

注意書き

[安全対策]	: P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙 : P260 ガス/ミスト/蒸気を吸入しないこと。 : P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
[応急措置]	: P377 漏洩ガス火災の場合:漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 : P381 安全に対処できるならば、着火源を除去すること。 : P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 : P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
[保管]	: P410+P403: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 : P403 + P233 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。 : P405 施錠して保管すること。
[廃棄]	: P501 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従い適正に排気すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質
 化学名又は一般名(化学式) : プロピレン(C₃H₆)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示番号		成分濃度
			化審法	安衛法	
プロピレン	115-07-1	42.08	(2)-13	-	99.9%以上

4. 応急措置

- 吸入した場合** : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合** : 水と石鹼で洗うこと。
 : 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 目に入った場合** : 水で数分間注意深く洗うこと。
 : 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 : コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- 飲み込んだ場合** : 口をすすぐこと。
 : 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 予想される急性症状及び遅発性症状** : 吸入 : し眠、窒息。

5. 火災時の措置

- 消火剤** : ドライケミカル、二酸化炭素、泡、(周辺火災)散水
- 使ってはならない消火剤** : 棒状注水
- 消火方法** : 火災を発見したら、先ず部外者を安全な場所へ避難させる。
 : 保護具着用の上、風上より消火作業を行なう。
 : ガスの漏洩が直ちに停止できる場合は、散水、水噴霧、消火器で火災を速やかに消化する。散水により容器を冷却する。
 : 消火後は直ちに容器弁および口金キャップを静かに増す締めしガスの漏洩を停止させる。
 : ガスの漏洩を直ちに停止できない場合は、再発火や爆発の恐れが生じるので、火災を消火せずに、散水、水噴霧を続けて鎮火を待つ。
- 火災時の特有の有害危険性** : 漏洩ガス火災の場合には、漏洩が安全に停止されない限り消火を行なわないこと。安全に対処できるならば、着火源を除去すること。
 : 容器は火災に包まれると、内圧が上昇し破裂したり、安全栓が作動しガスが噴出したりする恐れがあるため以下の措置が必要である。
 : 容器の移動が可能であれば、速やかに安全な場所へ移動させる。
 : 移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し、容器の破裂を防止する。
- 消火を行なう者の保護** : 消火を行なう者は、陽圧自給式空気呼吸器、耐火手袋、耐火服等の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 少量漏洩の場合** : 漏洩を発見したら、先ず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を緊急排気し、新鮮な空気と速やかに置換する。
 : 配管からの漏洩の場合には、容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。
 : 容器からの漏洩の場合、容器弁を締め漏洩を止める。
 : 容器からの漏洩が止まらない場合、着火源を取除き、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
 : 移送中で漏洩が止まらない場合、開放された安全な場所に搬出し部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売

- 業者に連絡して指示を受ける。
- 大量漏洩の場合** : 漏洩を発見したら、先ず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を緊急排気し、新鮮な空気と置換する。
漏洩がおさまるまで部外者が立ち入らないよう監視するとともに製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** : 汚染地域での作業は、酸欠の恐れがあるため陽圧自給式空気呼吸器を着用し、必ず複数で行なう。
散水や水噴霧により拡散させ、着火・爆発を防止する措置を取る。
漏洩ガスを吸入しないようにする。
酸欠の恐れがある場合の処理作業は陽圧自給式空気呼吸器を使用する。
- 環境に対する注意事項
回収、中和、封じ込め
及び浄化の方法・機材** : 情報なし
危険でなければ漏れを止める。
可能ならば、漏洩している容器を回転させ、液体でなく気体が放出するようにする。
- 二次災害の防止策** : すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
ガスが拡散するまでその場所を隔離する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意

- : 作業者の安全・周辺環境維持のため漏洩しない構造の設備を使用して取り扱う。
- : 容器弁等の操作は丁寧に行い、過大な力を掛けない。
- : 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱いをしない。
- : 転倒・転落防止措置を講ずる。
- : 使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。
- : ガスを容器から取り出す場合は、必ず減圧弁を用いる。
- : ガスによる爆発を防止するため、周囲に着火源がないことを確認する。
- : 支燃性物質との混合をさける。

保管上の注意

- : 静電気対策を行い、作業衣・作業靴は導電性のものを用いる。
- : 高圧ガス保安法に定められた方法により貯蔵する。
- : 充填容器、残ガス容器のいずれであっても所蔵所に保管する。
貯蔵所の周囲には火気、引火性、発火性物質を置かない。
又、強力な酸化剤(酸素、ハロゲン等)と一緒に保管しない。
- : 容器は40℃以下の温度に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
- : 容器はベルト、ロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策** : 防爆仕様の局所排気を設置する。
- 許容濃度** : 日本産業衛生学会(2014年) : 設定されていない。
ACGIH(2014年) TLV-TWA : 500ppm

保護具

- 呼吸器の保護具** : 陽圧式自給式空気呼吸器
- 手の保護具** : 耐火手袋、ゴム又は革手袋
- 目の保護具** : 安全ゴーグル、洗眼器
- 皮膚及び身体の保護具** : 耐火服、防火工具、安全靴

9. 物理的及び化学的性質

外観	: 無色
臭い	: かすかなエーテル臭、弱い刺激性の得意臭。
融点・凝固点	: -185.25°C
沸点、初留点 及び沸騰範囲	: -47.72°C
引火点	: -107.8°C
燃焼又は爆発範囲 の上限/下限	: 2% ~ 11% :
蒸気密度	: 1.743 kg/m ³ (1 atm, 21.1°C)
比重(相対密度)	: 1.453 (Air = 1, 1 atm, 21.1°C)
溶解度	: 情報なし
発火点	: 455 °C

10. 安定性及び反応性

反応性・化学安定性	: 法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と激しく反応し、火災および爆発の危険をもたらす。 : 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
避けるべき条件	: 高温、衝撃。 : 流動、攪拌などにより、発生する静電気。
混触危険物質	: 強酸化剤。
危険有害な分解生成物	: データなし。
避けるべき材料	: ブチルゴム、天然ゴム。

11. 有害性情報

急性毒性

吸入(ガス)	: ラットの吸入試験において、50000ppm/4hr においても毒性が認められない(Not toxic)との情報がある(IARC vol. .60 (1994))ことから、区分外とした。
--------	--

生殖細胞変異原性

:	体細胞 in vivo 変異原性試験(ラットの骨髄を用いる小核試験(ACGIH(2006)))において陰性の結果が得られていることから、区分外とした。なお、エームス試験(TA1535 のガスばく露)で陽性(NTP DB(Access on Nov . 2008))、マウスリンフォーマッセイ(ガスばく露)で陽性または陰性と判断できない結果(IARC vol. .60 (1994)、ACGIH (2006))が得られている。
---	---

発がん性

:	IARC の評価が Group 3 であり、ACGIH の評価が A4 であることから区分外とした。なお、マウスおよびラットを用いた吸入ばく露による発がん性試験で腫瘍発生の増加は認められていない NTP TR 272(1985)。
---	--

特定標的臓器/全身毒性 — 単回ばく露

:	ラットの吸入試験(PATTY (5th, 2001))やマウスの吸入試験(ACGIH(2006)), ヒトの吸入試験(ACGIH (2006), PATTY (5th, 2001))およびネコの吸入試験(ACGIH (2006))において麻酔作用が認められ、ばく露後に比較的短時間に回復するとの記述があることから、区分 3(麻酔作用)とした。
---	--

特定標的臓器/全身毒性 — 反復ばく露

:	ラットおよびマウスを用い、625~10000 ppm を 2 週間(90 日補正 : 96~1538 ppm)あるいは 14 週間吸入ばく露した 4 試験(NTP TR 272(1985))において、いずれも一般状態、体重に影響なく、剖検および病理組織学的検査においても鼻腔を含め試験物質の影響は認められなかった。また、ラットに 200~10000 ppm (90 日補正 : 44~2222ppm)を 20 日間(ACGIH (2006))、またはマウスに 200~5000 ppm を 78 週間(IARC vol. .60 (1994))の吸入ばく露の場合も試験物質の影響は示されていない。さらに、ラットおよびマウスに 5000~10000ppm を 103 週間吸入ばく露された試験(NTP TR 272 (1985))では、非腫瘍性病変として扁平上皮化生、肥厚、炎症など鼻腔の変化を
---	--

除き試験物質の影響の記述はなく、また、鼻腔の変化は2～14週間のばく露試験では報告されていない。以上の結果より、ラットおよびマウスを用いた複数の反復吸入ばく露による各試験(8試験)の結果から、ガイダンス値を超えたばく露濃度でも試験物質による有害影響が見出されていないことから区分外(吸入)に該当するが、他経路でのデータがない事からデータ不足で分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : データなし。
水生環境慢性有害性 : データなし。

13. 廃棄上の注意

- : 内容物／容器は勝手に廃棄せず、製造業者または販売業者に問い合わせること。
- : 消費設備からの排気ガスは次の処置を行なう。
爆発範囲以下まで希釈して、ベントスタック等から大気に放出する。
燃焼除外装置に導入して焼却処理する。

14. 輸送上の注意

危険物輸送に関する国連分類及び国連番号

国連分類 : 2.1(引火性高圧ガス)
国連番号 : 1077
品名 : プロピレン [プロペン]

国内規制

陸上輸送

高圧ガス保安法 : 第2条(液化ガス)
一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性のガス)
道路法 : 施行令第19条の13「通行を制限できる物質」

海上輸送

港則法 : 施行規則第12条(危険物公示:高圧ガス)
船舶安全法 : 第3条危険物告示別表1(高圧ガス)

航空輸送

航空法 : 施行規則第194条危険物

特別の安全対策

- : 高圧ガス保安法に準拠して輸送する。
- : 移動時の容器温度は、40℃以下に保つ。
特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
- : 充填容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う
- : 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を講ずる。
- : 消防法で規定された危険物と混同しない。
- : イエローカード、消化設備及び応急措置に必要な資材
工具を携行する。

15. 適用法令

高圧ガス保安法 : 第2条(圧縮ガス、液化ガス)
 : 一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性ガス)
労働安全衛生法 : 施行令別表第1危険物(可燃性のガス)
船舶安全法 : 危規則第3条危険物告示別表1 高圧ガス
航空法 : 施行規則第194条危険物(輸送禁止)
港則法 : 施行規則第12条危険物(高圧ガス)
道路法 : 施行令第19条の13(通行を制限できる物質)

16. その他の情報

引用文献

- 1) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) (独)製品評価技術基盤機構ホームページ(2015)
 - 2) GHS 分類結果 (独)製品評価技術基盤機構ホームページ(2015)
 - 3) 厚生労働省モデル SDS 「プロピレン」 職場のあんぜんサイト(2015)
 - 4) 「許容濃度の勧告(2014 年)産業衛生学会
 - 5) 2014 ACGIH TLVs and BEIs
 - 6) 高千穂化学工業(2011) 化学物質等安全データシート「プロピレン (Propylene)」, 整理番号 TKMS-20654G
- 注) ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
 ・ 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
 ・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

改訂履歴

改訂日	項目	改訂内容
2016 年 4 月 28 日	全体	MSDS→SDS、「化学物質等安全データシート」→「安全データシート」 JIS Z 7253:2012 準拠 整理番号の変更による新規発行

以上